住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修事業）の見直し

１．目　的

住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修事業）のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に対する補助期限について、平成27年度予算執行調査の調査結果に基づき見直しを行う。

２．内　容

○　補 助 期 間：

平成27年度予算執行調査に基づき、対象となる建築物毎に現行補助期間を以下のとおり見直す。

現行	改正
（公共建築物に対する含有調査について） ・補助期限なし	（都道府県有建築物に対する含有調査） ・平成27年度末で廃止
	（市区町村有建築物に対する含有調査） ・平成29年度末で廃止
（公共建築物に対する除去等について） ・補助期限なし	（都道府県有建築物に対する除却等） ・平成28年度末で廃止
	（市区町村有建築物に対する除却等） ・平成32年度末で廃止
（民間建築物に対する含有調査について） ・補助期限なし	（民間建築物に対する含有調査） ・平成29年度末で廃止
（民間建築物に対する除去等について） ・補助期限なし	（民間建築物に対する除去等） ・平成32年度末で廃止

※：上記と併せ、「建築物石綿含有建材調査者」による関与を下記の通り義務化する

・含有調査については、建築物石綿含有建材調査者が自ら実施すること

・除去等については、実施計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施すること

総　括　調　査　票

調査事案名	(36)住宅・建築物アスベスト改修事業			調査対象 予算額	平成27年度：1,996,554百万円の内数 平成26年度：1,996,419百万円の内数		
省庁名	国土交通省	組織	国土交通本省	会計	一般会計	調査主体	本省
						取りまとめ財務局	ー

① 調査事案の概要

【事案の概要】

平成17年頃にアスベストの健康被害が社会問題化したことから、平成17年度補正予算において、既存建築物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等の支援制度を創設し、地方公共団体へ迅速なアスベスト対策の促進を図ってきた。

平成17年度の事業開始から10年近く事業を継続してきたが、【参考１】、【参考２】のとおり、最近のアスベスト含有調査及び除去等の実施済み棟数が低調に推移していることから、(1) 目標に対する達成状況 (2) 実績を踏まえ、支援制度を見直すべき点はないか、という視点で調査・分析を行う。

【事業の概要】

住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、地方公共団体や民間の所有する住宅・建築物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に要する費用を、地方公共団体に対し、社会資本整備総合交付金・防災安全交付金にて支援している。

（１）アスベスト含有調査
- 対象建築物・・・アスベストが施工されているおそれのある住宅・建築物
- 交付内容　・・・吹付け建材中のアスベストの有無を調べるための調査に要する費用
- 国費率　　・・・10/10（限度額25万円/棟）

（２）アスベスト除去等
- 対象建築物・・・アスベストが施工されている住宅・建築物
- 交付内容　・・・対象建築物の所有者等が行う吹付けアスベストの除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用
- 国費率　　・・・1/3

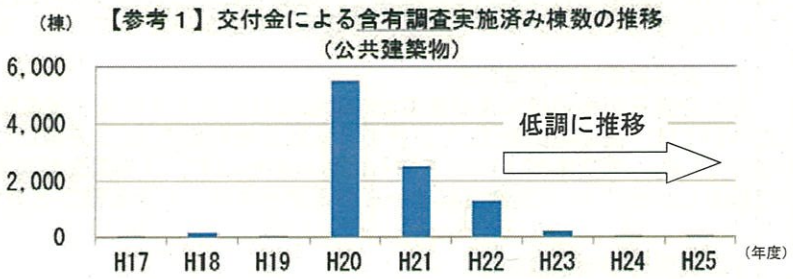

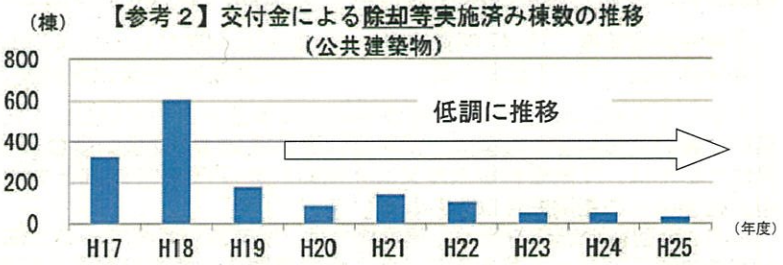

【調査の実施】

（１）調査方法・・・全都道府県への書面調査
　　福井県への実地調査（サンプル）

（２）調査内容・・・都道府県における公共建築物の含有調査及び除去等の実績
　　都道府県における民間建築物への支援実態
　　（当該交付金によらないものも含む）

（３）調査時点・・・平成27年5月

総　括　調　査　票

調査事案名	(36)住宅・建築物アスベスト改修事業

②調査の視点

平成 17 年度の事業開始から 10 年近く事業を継続してきたが、最近の実績が低調に推移していることから
1．目標に対する達成状況
2．実績を踏まえ、支援制度を見直すべき点はないか

③調査結果及びその分析

1．目標に対する達成状況

国土交通省の公表物を調査したところ、当該支援制度について、国土交通省では数値目標や期限が設定されておらず、効果の検証等がされていなかった。また、地方公共団体の交付金の事業計画にも工期等が掲載されておらず、交付金事業の進捗を把握していなかった。

2．実績を踏まえ、支援制度を見直すべき点はないか

（１）公共建築物の含有調査

47 都道府県が所有する 4.3 万棟の公共建築物に対する含有調査の実績を確認したところ、既に全ての棟を終了していた。

（２）公共建築物の除去等

（１）の含有調査の結果、アスベストが含まれていた 2,235 棟のうち 9 割超の 2,017 棟が除去等の対策済みであった。また、残りの棟の対策を行っていない理由を調査したところ、「アスベスト自体が露出しておらず人への影響がない」、「現在、使用していない建物である」及び「今後、除却等の予定が決定している」であった。【表１】

【表１】
除去等の対策を行っていない理由：公共建築物
（複数回答）

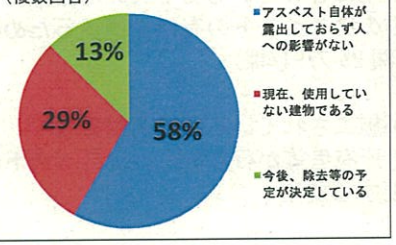

（３）民間建築物の含有調査

国土交通省が大規模な民間建築物を対象に行ったアスベスト実態調査（平成 26 年 7 月）については、民間建築物 27.1 万棟のうち約 9 割程度の 23.5 万棟について、含有調査を終了していた。国費率が 10/10 であるにもかかわらず、含有調査が未実施の理由を今回追加で調査したところ、「建物所有者からの要望がない」が約 8 割を占めていた。【表２】

（４）民間建築物の除去等

上記国土交通省の実態調査において、含有調査が終了した 23.5 万棟のうち 1.6 万棟にアスベストが含まれていたが、約 8 割の 1.2 万棟が対策済み又は対策見込みであった。
都道府県による支援制度の類型について今回追加で調査を行ったところ、

①融資斡旋制度（18/47 都道府県）　②支援制度なし（13/47 都道府県）
③補助制度（10/47 都道府県）　④補助制度+融資斡旋制度（6/47 都道府県）

となっており、①融資斡旋制度が相対的に多数を占めていた。また、都道府県の進捗率が高い 3 県の支援制度の類型は、①融資斡旋制度又は②支援制度なしであり、進捗率が低い 3 県については、①融資斡旋制度又は④補助制度+融資斡旋制度となっており、支援制度の類型と進捗率との相関関係はみられない。

なお、今回実地調査を行った福井県では、所有者が資金を一時に準備できなくても除去等が実施できるメリットがあることから金融機関の融資を斡旋する制度を導入しており、除去等の進捗率は 99%と全国 1 位となっていた。

【表２】含有調査未実施の理由：民間建築物
（複数回答）

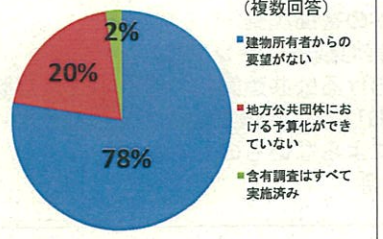

④今後の改善点・検討の方向性

1．目標に対する達成状況
まずは、国土交通省において、
・数値目標の設定
・期限の設定
・地方公共団体の進捗状況の把握
を行うべき。

2．実績を踏まえ、支援制度を見直すべき点はないか

（１）公共建築物の含有調査
都道府県では、既に含有調査を終了しているため、廃止すべき。

（２）公共建築物の除去等
都道府県では、実質的に除去等を終了しているため、廃止を含め見直すべき。

（３）民間建築物の含有調査
約 8 割が終了しており、残りについても所有者からの要望がないため、廃止を含め見直すべき。

（４）民間建築物の除去
・都道府県では、融資斡旋制度が多数であること
・支援制度の類型と進捗率に相関関係はみられないこと
・融資斡旋制度を活用し、高い進捗率を出している先進事例もあること
から支援の在り方を見直すべき。